

四日市市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月5日

四日市市議会議長 樋口龍馬

四日市市議会規則第1号

四日市市議会会議規則の一部を改正する規則

四日市市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(議席) 第3条 (略) 2 (略) 3 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。 4 (略)	(議席) 第3条 (略) 2 (略) 3 議長は、必要があると認めるときは、 <u>討論を用い</u> ないで会議に諮って議席を変更することができる。 4 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。